

太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託

2 業務の目的

太田山公園は、山の形状をそのままに、自然とのふれあいができる公園として長く親しまれ、地域のシンボルとなる公園の一つです。眺望を楽しむ「きみさらずタワー」が平成4年に整備されて以降、大きな改修等は、行われておらず、公園施設の老朽化が進み、再整備を望む意見も少なくありません。

また、令和4年3月にまとめられた、「魅力あるまちづくりに関する市民アンケート」において、「公園の整備」が、「優先度は高く、満足度が低い」とする項目に分類され、多くの方が魅力ある公園の整備を望んでいる結果となりました。

こうしたことから、今後の太田山公園再整備計画策定に向け、施設整備にあたっては、公共の資金だけではなく、民間の資金活用を図るため、事業に関心を示す企業の発掘を進めていきます。

当業務においては、次年度以降予定する企業サウンディングにおいて、企業進出や提案を引き出すために、太田山公園再整備のビジョンとし、公園の可能性を示すモデルプラン等のサウンディングに用いる資料作成を行うものです。

3 業務の概要

(1)業務名	太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託
(2)業務内容	別添「太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託 特記仕様書」のとおり
(3)履行期間	委託契約締結日から令和5年3月17日（金）まで
(4)当該予算額	金4,510,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は予定価格を示すものではありません。

4 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、本市関係者で構成する「太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）」で審査し、随意契約の相手候補者（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

5 公募型プロポーザル方式採用の理由

本事業は、民間活用を取り入れた公園整備の方向性を定めるものであり、専門性ととともに

質の高さが求められるため、価格競争のみで選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術等を審査する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

6 参加資格

- 1) プロポーザル参加意向申出書（別紙第1号様式）の提出期限日において、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者
- 2) 受託者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- 3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受託者を決定する前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 4) 次の事項の実績を全て有していること
 - ① 都市公園等の利活用に係る検討業務の実績
 - ② 都市公園における官民連携手法導入可能性調査の実績
- 5) 上記2) から4) に該当する者で、入札参加資格と同様の要件を有していると認められる者。

7 実施スケジュール

※各日程については、事務の都合により変更する場合があります。

(1)実施要領等の配布	令和4年 9月30日（金）
(2)参加意向申出書の提出期限	令和4年10月13日（木）午後5時まで
(3)提案資格確認結果通知	令和4年10月14日（金）
(4)質問の受付期間	令和4年10月17日（月）午前9時から 令和4年10月18日（火）午後5時まで
(5)質問に対する回答	令和4年10月20日（木）
(6)提案書類の提出期間	令和4年10月31日（月）まで
(7)プレゼンテーション審査	令和4年11月 8日（火）
(8)選定結果通知	令和4年11月中旬
(9)契約	令和4年11月下旬

8 資料の配布

実施要領等を下記の期間、木更津市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【HP アドレス】 <https://www.city.kisaraz.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/koubo/1010637.html>

【掲載期間】 令和4年9月30日から令和4年10月31日まで

9 参考意向申出

1) 応募書類

- ・プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）

2) 募集期間

- ・令和4年10月13日（木）午後5時まで（必着）
- ・提案書類等の受付を含め、全ての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

3) 応募方法

- ・持参もしくは郵送によること。
※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。
- ・受付場所：木更津市（木更津市役所 朝日庁舎 都市整備部市街地整備課）

10 質問の受付及び回答

1) 質問の提出期限

令和4年10月18日（火）午後5時まで

2) 質問の提出方法

電子メールより、質問書（任意様式）を送付ください。

送付先 : E-mail : shigaichi@city.kisarazu.lg.jp

メール件名は【公募質問書送付】としてください。

3) 回答

令和4年10月20日（木）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載します。

11 提案資格確認結果の通知

木更津市は、プロポーザル参加意向申出書の内容について、「第5 参加資格」により提案資格を満たしているか確認し、令和4年10月14日（金）に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送します。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知します。

12 評価方法及び評価基準

1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、審

査会を設置し、審査会委員が提出された提案書類に基づくプレゼンテーションの内容について、下記「(2) 評価基準」および「(3) 審査項目の採点基準」に基づき採点を行います。その上で以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、審査会委員の協議により受託候補者とするか決定します。

ア 合計得点が以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点 (100 点)} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

イ 合計得点が最も高い者

例) 審査会委員が6名の場合

360点未満となった提案者は、受託候補者として選定されません。

2) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
① 業務実施体制	本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか	10
② 業務実績	過去において十分な業務実績を有しているか	10
③ 工程について	仕様書の内容に基づき、効率的な工程が計画されているか	10
④ 目的の理解度	本業務の目的(様々な計画を踏まえながら、官民連携事業の趣旨に沿う)を理解したものになっているか	20
⑤ 各計画の理解度	本市の計画(「市基本計画」、「みどりの基本計画」)等を理解しているか	10
⑥ 基礎調査等	本市の現状等を的確に把握しているか	10
⑦ 企画力	今後の公園整備の方向性について、適切かつ有益な提案がなされているか	10
⑧ その他	本業務に対する意欲、熱意が見られるか	10
⑨ 価格点	(提案の中の最低価格/当該提案者の価格) × 10	10

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計します。

(切捨て後が8点である場合：8点×審査会委員数)

3) 評価項目の採点基準

評価	評価基準	得点化基準
10	提案内容が優秀である	各項目の配点×1.0
8	▽	各項目の配点×0.8
6	普通	各項目の配点×0.6
4	▽	各項目の配点×0.4
2	提案内容が不十分である	各項目の配点×0.2

13 提案方法

提案者は、以下のとおり先行に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を提出すること。
なお1事業者につき1つの提案の提出に限ります。

1) 提案書類

後述のとおり

2) 提出方法

担当部局へ持参すること。

なお、提案書類提出時にくじをひき、番号の大きい提案者から当日プレゼンテーションを開始します。

※提案者を参集してくじをひくものではなく、提案書類提出時に合わせてひきます。

3) 提出期限

令和4年10月31日（月）午後5時まで

プレゼンテーションに必要なデータも合わせて提出してください。なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構いません。

4) 作成上の注意

提案書類は①～⑧の順にファイルに閉じ、1部ずつ右側にインデックス（No. ①～No. ⑧）を付して正本1部と、副本7部を提出してください。

5) 提出書類一覧

提出書類	留意事項
① 提案書表紙(第2号様式)	所在地・会社名・代表者を記入し、代表社印を押印した上で鑑表紙とする。
② 企画提案書（任意様式）	「11 評価方法及び評価基準2」評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載する。
③ 業務工程表（任意様式）	業務のスケジュールを記載する。
④ 業務実績（第4号様式）	都市計画や公共施設マネジメント計画作成などの過去の実績を最大5件まで記載する。
⑤ 業務実施体制（第3号様式）	本業務に係る人員について、担当する業務内容を記載する。
⑥ 配置予定者の経歴調書（第5号様式）	配置予定人員の氏名、経歴、実績等について記載する。なお、保有資格については証明できる書面の写を添付する。
⑦ 見積書（第6号様式、任意様式）	合計金額のほか、任意様式で積算内訳を記載する。
⑧ 会社概要	パンフレットも可とする

※評価、得点化基準と表記された部分は除きます。

14 プレゼンテーション審査

本プロポーザルの審査は、審査委員会が本要領 11 で示す評価方法及び評価基準に基づき審査を行います。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとします。

- 1) プレゼンテーションの時間は1事業者当たり15分以内とします。
- 2) プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設けます。
- 3) プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とします。
- 4) プレゼンテーションは提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は不可とします。
- 5) プレゼンテーションで必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターは本市で用意します。なお、プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とし、作成したデータをCD-Rで事務局に提出してください。
- 6) プレゼンテーションの日程は下記のとおりとし、詳細は別途通知します。
 - ・実施日：令和4年11月8日（火）
 - ・実施場所：木更津市役所 駅前庁舎8階

15 審査結果の通知

審査結果については、結果通知書を郵送します。

- 1) 通知日
- 2) 審査結果についての問合せ及び選定結果に対する異議申立ては一切応じられません。

16 審査結果の公表

審査結果については、下記のとおり公表します。

- 1) 公表事項
受託候補者名、総合計得点
- 2) 公表方法
木更津市公式ホームページ内に掲載します。

17 契約の締結

- 1) 提案書類について、業務の詳細を協議の上、予定価格内の範囲内であることを確認して契約を締結する。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- 2) 受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議の上、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

18 その他

- 1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とし、プロポーザル参加停止通知書により通知します。

- ① 提案書類等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ② 「6 参加資格」を満たしていない場合
 - ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が当該予算額を超えている場合
 - ⑤ プレゼンテーション審査に欠席した場合
 - ⑥ 先行の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ 全各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- 2) 申出書及び提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する費用は、すべて当該提案者の負担とします。
 - 3) 提出書類は返却されません。
 - 4) 提出期限以降における参加意向申出書及び提案書類は、原則として内容の変更を認めません。
 - 5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
また、提案資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなします。
 - 6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとします。
 - 7) 本プロポーザルを構成に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。
 - 8) 受託候補者が決定するまでの間、提案者の数等は公表しません。

事務局及び問合せ先

担 当 : 木更津市都市整備部市街地整備課
所在地 : 〒292-8501
千葉県木更津市朝日3-10-19 木更津市役所 朝日庁舎2階
電 話 : 0438-23-8467（直通）
FAX : 0438-22-4736
E-mail : shigaichi@city.kisarazu.lg.jp

<添付資料>

資料1：図-1 整備対象区域図